

### 3月号 (534号)

Xは札幌市内に、Yは福岡市内に、それぞれ住所を有する。XとYは、XY間の契約（「本件契約」という）に基づく報酬の発生とその額をめぐって争いを生じた（「本件紛争」という）。その後の経緯は、〈ケース1〉または〈ケース2〉であるとする。

〈ケース1〉Xは、Yを相手取って、本件契約に基づく報酬1000万円の支払を求める訴えを、義務履行地を管轄する札幌地方裁判所に提起した。

問① 上記訴えに対して、Yは、本件契約の契約書には、本件契約に関して紛争が生じた場合にはYの住所地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする旨の定め（管轄合意）があるとして、16条1項に基づき、福岡地方裁判所への移送を申し立てた。

受訴裁判所が、当事者や証人の住所、その他の事情を考慮して、札幌地方裁判所で審理を行うことが訴訟の著しい遅滞を避けるために必要であると判断する場合、福岡地方裁判所に移送することなく、札幌地方裁判所で審理を行うことができるか。

問② 本件訴訟の第1審係属中（終局判決前であるとする）に、YがXに対して金300万円を支払うとともに、Xが本件訴えを取り下げる旨の定め（訴え取下げ合意）を含む裁判外の和解が成立し、YはXに金300万円を支払った。Xが上記訴え下げ合意に反して訴えを取り下げない場合の訴訟の帰趨について、説明しなさい。

〈ケース2〉本件紛争についてXとYとが交渉した結果、YがXに対して金300万円を支払うとともに、以後XはYに対し本件契約から生ずる権利関係につき訴えを提起しない旨の定め（不起訴の合意）を含む和解が成立し、YはXに金300万円を支払った。

問③ その後、Xが上記不起訴の合意に反して本件契約に基づく報酬の支払を求める訴えを提起した場合の訴訟の帰趨について、説明しなさい。

2月号 (533号)

Xは、自己が所有する不動産等を担保としてY銀行から多額の融資を受けて株式その他の金融商品を購入し、その後、多額の損失を被るに至った。Xは、Yを相手取って損害賠償を求める訴えを提起し、その中で、YにはXとの取引に際して顧客に対する安全配慮義務違反があったこと等を主張した。

本件訴訟において、Xは、220条4号を根拠として、Yが所持する、㊦本件融資に際して作成された貸出稟議書(支店長等の決裁限度を超える規模・内容の融資案件について本部の決裁を求めるために作成される文書であって、融資金額や返済方法といった融資の内容に加えて、融資の相手方に対する評価や融資についての担当者の意見、それを受けて審査を行った本部の決裁権者の意見等が記載されているもの)、㊧Yの本部から各支店にあてて発出された社内通達文書(個人向けの融資案件を推進するとの一般的な業務遂行上の指針や客観的な業務結果報告が記載された文書で、顧客の信用情報や高度なノウハウに関する記載は含まれていないものとする)について、文書提出命令を申し立てた。これに対してYは、上記各文書はいずれも220条4号ニの除外事由に該当するとして争った。

〈問1〉上記㊦㊧の各文書について、Xの文書提出命令の申立ては認められるか(証拠調べの必要性はあるものと仮定する)。

〈問2〉上記㊦の文書について、Xが、220条4号のほか、同条3号後段の該当性を主張していた場合はどうか。

1月号 (532号)

〈問1〉以下の事例について、㊦㊧㊨の各問題に答えなさい。

Xは、Yを相手取って、Xが甲土地の所有権を有することの確認を求める訴えを提起した。本件訴訟の口頭弁論において、Xは、自己の所有権を理由づける事実として、AからBへの売買の事実、BからXへの相続の事実を主張した。これに対して、Yは、AからBへの売買の事実を認めた上で、Bの生前、BからYへの売買があった事実を主張して、Xの所有権を争った。

- ㊦ Yは、AB間売買の事実につき、当事者拘束力（撤回制限効）を受けるか。
- ㊧ Xは、AB間売買の事実につき、当事者拘束力（撤回制限効）を受けるか。
- ㊨ 裁判所は、AB間売買の事実につき、裁判所拘束力（審判排除効）を受けるか。

〈問2〉以下の事例について、問題に答えなさい。

Xは、Yを相手取って、XY間の準消費貸借契約に基づき、300万円の支払を求める訴えを提起した。本件訴訟において、Xは、本件準消費貸借契約の目的とした債務（以下「旧債務」という）は総額300万円であった旨を主張したのに対して、Yは、上記契約当時、XY間には旧債務は存在していない旨を主張して、Xの請求を争った。証拠調べの結果、裁判所は、旧債務の存否については、いずれであるとも確信を持つことができなかった。

上記の場合において、裁判所はどのような裁判をすべきか。

12月号 (531号)

Xは、Yを相手取って、XY間の消費貸借契約に基づき、貸金300万円の支払を求める訴えを提起した。これに対して、Yは身に覚えがないとして、Xの請求を争っている。以下の各ケースについて、弁論主義違反の有無を検討しなさい（各ケースは、相互に無関係であるものとする）。

〈ケース1〉本件訴訟において当事者の提出した証拠から、XY間における消費貸借契約の成立が認められる一方、貸金は弁済期に全額返済されているとの事実もまた明らかとなった場合、裁判所は、上記（下線部）の事実について当事者のいずれからも主張がなくても判決の基礎とすることができるか。

〈ケース2〉本件訴訟において当事者の提出した証拠から、XからYに300万円が交付された事実とともに、当該金銭はXから贈与されたものであるとの事実もまた明らかとなった場合、裁判所は、上記（下線部）の事実について当事者のいずれからも主張がなくても判決の基礎とすることができるか。

〈ケース3〉本件訴訟において当事者の提出した証拠から、XからYに300万円が交付された事実とともに、当該金銭はYが賭博で負った借金に充当するためにXから貸与されたものであるとの事実が明らかとなった場合、裁判所は、当事者のいずれからも主張がなくても、上記（下線部）の事実を基礎としてXY間の契約が公序良俗違反で無効である（民90条参照）との判断をすることができるか。

11 月号 (530 号)

以下の各ケースについて、処分権主義違反の有無を検討しなさい。

〈ケース 1〉 A は、B を相手取って、A が B に貸与した貸金 300 万円の支払を求める訴えを提起した。審理の結果、㉗貸金の額が 500 万円であることが明らかとなった場合、裁判所は 500 万円の支払を命じる判決をすることができるか。㉘貸金の額が 100 万円であることが明らかとなった場合において、100 万円の支払を命じる判決をすることはどうか。また、㉗上記の貸金債務については完済されていることが明らかとなる一方で、これとは別に、300 万円の売買代金債務があることが明らかとなった場合において、300 万円の支払を命じる判決をすることはどうか。

〈ケース 2〉 C は、D を相手取って、C が D から借り受けた貸金 1000 万円についての残債務が 300 万円を超えては存在しないことの確認を求める訴えを提起した。審理の結果、㉙債務の残存額が 100 万円であることが明らかとなった場合、裁判所は当該貸金債務が 100 万円を超えて存在しないことを確認する判決をすることができるか。㉚債務の残存額が 500 万円であることが明らかとなった場合において、当該貸金債務が 500 万円を超えて存在しないことを確認する判決をすることはどうか。

〈ケース 3〉 甲建物の賃貸人である E は、賃借人である F を相手取って、賃貸借契約の終了を理由として、甲建物の明渡しを求める訴えを提起した。当該訴訟において、E が、正当事由（借地借家 28 条参照）を補強するために 300 万円の立退料の支払の申出をした場合において、㉛裁判所が 100 万円の立退料の支払と引換えに明渡しを命じることはできるか。㉜500 万円の立退料の支払と引換えに明渡しを命じることはどうか。

10月号(529号)

以下の各ケース(別個独立の事例である)について、訴えの利益の有無を検討しなさい。

〈ケース1〉亡Aの自筆証書遺言(以下「本件遺言」という)によれば、Aの死後、A所有の甲土地を、Aの遠戚のYに譲り渡す旨が記載されている。Yは、Aの死後、本件遺言により甲土地を取得したと主張して、Aの唯一の相続人であり、甲土地を使用するXに対して明渡しを求めた。そこで、Xは、本件遺言は遺言能力を欠いてされたものであること等を理由として、Yを相手取って、本件遺言が無効であることの確認を求める訴えを提起した。

〈ケース2〉Xは、B所有の乙建物の賃貸借契約(以下「本件契約」という)の締結に際して、Bに対して保証金(敷金としての性質を持つものとする)200万円を差し入れた。その後、Bから乙建物の所有権を取得し、本件契約上の賃貸人たる地位を承継したYは、Xに対して、本件契約の締結に際して保証金が差し入れられた事実はなく、YはXに対してなんら金銭の返還義務を負わない旨の通知を行った。そこで、Xは、Yを相手取って、XがYに対して上記保証金の返還請求権を有することの確認を求める訴えを提起した。

9月号 (528号)

Xは、野生動物の調査・研究を目的として設立された法人格のない団体であり、現在の代表者はAである。Xの会則には、団体の目的、事業の内容、会員となることのできる資格、役員およびその権限、総会の運営等が定められている。また、団体の運営に要する費用は会員の年会費等によって賄うものとされ、会計担当役員が出納を管理し、総会において報告するものとされているほか、Xの重要財産の処分には、総会に出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とすることとされている。Xの財産には、現金・預金のほか、構成員であるPの所有する土地上に構成員有志らで建てたログハウス（以下「本件建物」という）がある。

本件建物は、Xの構成員らによって共同で管理・使用されていたが、その後、XとY（YはXの構成員ではない）との間で、本件建物の所有をめぐって争いを生じるに至った。Yによれば、Yは本件建物をPから買い取ったという。

〈問1〉Xは、民事訴訟の原告または被告となることができるか。

〈問2〉Xは、本件建物がXの構成員全員に総有的に帰属することの確認を求める訴訟（以下「総有権確認請求訴訟」という）の原告となることができるか。

〈問3〉Xが、本件建物の総有権確認請求訴訟の原告となって訴えを提起する場合、Aは構成員の特別の授権を必要とするか。

8月号 (527号)

XはYに対する売掛金債権500万円(2020年10月1日を起算日として、5年の消滅時効にかかるものとする)の回収を図るため、Yを相手取って訴えを提起することを考えたが、YがXに対する反対債権の存在を主張して相殺の抗弁を提出する可能性を考慮して、全額を請求することは避け、500万円のうち300万円の支払を求める明示の一部請求の訴えを提起することとした。Xは、2024年10月1日、甲地方裁判所に上記の一部請求の訴えを提起し(以下「本件訴訟」という)、同月8日、訴状はYに送達された。

〈ケース1〉本件訴訟において、Yは、Xの主張する売掛金は全額弁済されている旨の弁済の抗弁を主張するとともに、仮に上記弁済の抗弁が認められないときは、Xに対する金銭債権250万円により相殺する旨の相殺の抗弁を主張した(Xはいずれも争った)。その後、本件訴訟が第1審に係属中であった2025年4月、Xは、本件売掛金の残額200万円の支払を求める残部請求の訴えを甲地方裁判所に提起した。Yは、Xの残部請求の訴えは重複起訴の禁止に触れると主張した。

〈ケース2〉本件訴訟において、Yは、Xの主張する売掛金は全額弁済されている旨の弁済の抗弁を主張したが、Xの予想と異なり、相殺の抗弁を主張することはなかった。一方、本件訴訟が第1審に係属中であった2025年4月、Yは、Xに対する金銭債権250万円の支払を求める訴えを乙地方裁判所に提起した(以下「別件訴訟」という)。同年5月、別件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Xは、Yの主張する債権の成立を争うとともに、仮に当該債権の成立が認められるときは、本件売掛金のうち本件訴訟で請求していない残額200万円で相殺する旨の相殺の抗弁を主張した。Yは、Xの相殺の抗弁は、既に訴求中の債権を相殺に供するものであって、重複起訴の禁止の趣旨に触れると主張した。

〈ケース3〉本件訴訟において、Yは、Xの主張する売掛金は全額弁済されている旨の弁済の抗弁を主張するとともに、仮に上記弁済の抗弁が認められないときは、Xに対する金銭債権250万円により相殺する旨の相殺の抗弁を主張した(Xはいずれも争った)。審理の結果、2025年8月、第1審裁判所は、弁済の抗弁を退ける一方、相殺の抗弁については反対債権を100万円の限度で認め、結論として、Xの請求のとおり、300万円の支払を命じる判決を言い渡し、同判決は控訴期間の経過により確定した。その後、同年11月、Xが本件売掛金の残額100万円(前訴で請求していない200万円のうち反対債権との相殺額100万円を控除した額)の支払を求める残部請求の訴えを提起したのに対して、Yは、本件売掛金の残額部分は5年の時効期間を経過しており、消滅時効を援用する旨を主張して、請求の棄却を求めた。

上記各ケース(それぞれ独立した事案であるものとする)について、裁判所はどのような判断をすべきか。

7月号 (526号)

Xは、Yに対して500万円を貸与したが（以下、本件貸金に係る債権債務を「甲債権」または「甲債務」という）、弁済期を経過した後も、Yからの弁済はなかった。

XはYを相手取って、甲債権500万円の支払を求めて訴えを提起し、裁判所は、審理の結果、Xの請求を認容した（以下「前訴判決」という）。

〈問1〉 前訴判決確定後、甲債権についてPを譲受人とする債権譲渡があった場合、前訴判決の既判力はPに及ぶか。

〈問2〉 前訴判決確定後、甲債務についてQを引受人とする免責的債務引受または併存的債務引受があった場合、前訴判決の既判力はQに及ぶか。

6月号 (525号)

XとYとの間で、甲土地の所有権をめぐる争いを生じた。Xによれば、XはかつてYとの間で、X所有の甲土地を売り渡す旨の売買契約（以下「本件契約」という）を締結し、登記名義もXからYとなったが、その後、本件契約に際してYに詐欺があったことを理由として、本件売買契約を取り消したという。一方、Yによれば、Xの主張するような詐欺の事実はないという。

XはYを相手取って、甲土地の所有権に基づき、所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した（以下「前訴」という）。前訴において、Xは、自己の所有権を基礎づける事実として、本件契約の詐欺による取消しを主張したが、Yは、詐欺の成立を争った。裁判所は、審理の結果、詐欺は認められないとして、Xの請求を棄却した（以下「前訴判決」という）。

㉔ 前訴判決確定後、Xが再びYを相手取って、甲土地の所有権に基づき、所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した（以下「後訴」という）。後訴において、Xは、自己の所有権を基礎づける事実として、本件契約の錯誤による取消しを主張した。

㉕ 前訴判決確定後、Xが再びYを相手取って、甲土地について、Xが所有権を有することの確認を求める訴えを提起した（以下「後訴」という）。後訴において、Xは、自己の所有権を基礎づける事実として、本件契約の錯誤による取消しを主張した。

〈問1〉 前訴判決の既判力は、判決のどのような判断内容に生じるか。

〈問2〉 前訴判決の既判力は、後訴㉔㉕においてどのように作用するか(またはしないか)。

5月号 (524号)

XがYを相手取って提起した訴え(以下「前訴」という)について、裁判所は、審理の結果、Xの請求を一部認容する判決(100万円の限度で認容し、その余を棄却する判決)を言い渡した。判決確定後、Xは、再びYを相手取って訴えを提起した(以下「後訴」という)。

前訴と後訴が下記のようなものであったとして、Xが前訴で請求しなかった残額部分を後訴で請求することの可否について検討しなさい(①②③はそれぞれ独立した事案であるものとする)。

- ① 前訴が、XY間の契約に基づきXが取得したと主張する報酬請求権200万円を請求するものであり、後訴が、上記200万円は上記契約に基づきXが取得した報酬請求権1000万円の一部であったとして残額800万円を請求するものであった場合
- ② 前訴が、XY間の契約に基づきXが取得したと主張する報酬請求権1000万円のうち200万円を請求するものであり、後訴が、上記報酬請求権の残額800万円を請求するものであった場合
- ③ 前訴が、Yによる違法な仮差押えへの対応に要した弁護士費用損害200万円を請求するものであり、後訴が、上記仮差押えのためにXが被った財産的損害(上記弁護士費用損害を除く)800万円を請求するものであった場合(前訴・後訴ともに同一不法行為に基づく損害賠償請求訴訟であるものとする)

#### 4月号 (523号)

Xは、XY間の売買契約に基づく売買代金500万円の支払を求めて訴えを提起した（以下「本件訴訟」という）。本件訴訟において、Yは、以下の抗弁を提出し（請求原因は争っていないものとする）、Xは、いずれの抗弁についても争った。

㊦ 本件売買代金はYによって全額が弁済されている（以下「弁済の抗弁」という）

㊧ 仮に上記弁済の事実が認められない場合には、YがXに対して有する500万円の貸金債権を自働債権とし、XがYに対して有する本件売買代金債権を受働債権として対当額で相殺する（以下「相殺の抗弁」という）

〈問1〉 上記各抗弁につき、審理の順序はあるか。あるとすれば、それはどのような理由によるのか。

〈問2〉 次の各場合において、確定判決の既判力は判決のどのような判断内容に生じるか。

㊐ 裁判所が弁済の抗弁を認め、Xの請求を全部棄却した場合

㊑ 裁判所が弁済の抗弁を退ける一方、相殺の抗弁については、自働債権である上記貸金債権500万円の存在を認めた上で、受働債権との間で相殺がされた結果として、Xの請求を全部棄却した場合

㊒ 裁判所が弁済の抗弁を退ける一方、相殺の抗弁については、自働債権である上記貸金債権を100万円の限度で認めた上で、受働債権との間で相殺がされた結果として、Xの請求を400万円の限度で認容した場合

㊓ 裁判所が弁済の抗弁を退けるとともに、相殺の抗弁についても、自働債権である上記貸金債権は既に消滅しているとして、Xの請求を全部認容した場合

## 2月号 (521号)

I 及びIIを読んで、それぞれの問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

I 甲土地をYに賃貸したXは、契約期間満了後もYが甲土地を不法占拠していると主張して甲土地の明渡しを求めたが、結局2年以上経ってもYが明渡しに応じない。そこで、XはYに対し、Yの不法占拠により毎月15万円の損害が発生していると主張し、占有開始から2年間の損害360万円の賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起した。

〔問1〕審理の結果、裁判所は、Yの不法占有を認めた上で、その賃料相当額は近時の急激な物価上昇や近隣の賃料相場などから月20万円（総額480万円）であるとして、Yに対し、360万円の支払を命じる全部認容判決を言い渡した。この判決を受けたXは、請求を拡張するために控訴を提起した。控訴の利益は認められるか。

〔問2〕Yが答弁書その他準備書面を提出せずに口頭弁論期日に欠席したため、単独裁判官Aは弁論を終結し、判決期日を指定した。判決期日では、この口頭弁論に関与しない裁判官Bがいわゆる調書判決（254条1項）によりXの請求を全部認容した。この判決に対してXは直接主義（249条1項）違反を理由に控訴した。控訴の利益は認められるか。

II Yに200万円で目的物を売却し、すでに引き渡したと主張するXは、Yに対し、代金の支払を求めたところ、Yはそのような売買契約を締結したことはないとして支払に応じない。そこで、Xは、Yに対して、主位的に代金200万円の支払を求め、仮に売買契約が無効であるとするならば、予備的に目的物の返還を求める訴えを併合提起した。

〔問3〕審理の結果、裁判所は、売買契約は無効であるとしてXの主位的請求を棄却したが、他方、予備的請求を認容して目的物の返還を命じる判決をした。この判決に対してYが控訴した（Xは控訴も附帯控訴もしていない）。控訴審裁判所がXとYとの売買契約は有効であると考えた場合、第1審判決を取り消してXの主位的請求を認容する判決を言い渡すことができるか。

### 1月号 (520号)

XはYに対し、Xが所有する土地(本件土地)を賃料月15万円でYに貸す賃貸借契約(本件契約)を締結した。本件契約には、賃料の支払を2回連続で怠ったときは、賃貸人は契約を無催告で解除できる特約があった。契約締結後、Yは本件土地上に建物(本件建物)を建築し、居住していた。ところが、近時のウクライナ・中東紛争によるエネルギー価格の高騰、原子力発電所の処理水の海洋排出をめぐる影響などにより、Yの勤務先であるA社(主に海産物の輸出を行っている会社)の経営状態が非常に厳しくなったことに伴い、Yは給料を大幅に減額されてしまった。そのようなこともあり、YのXに対する賃料の支払が滞りがちになっていた。

その後、XはYに対し、Yが賃料の支払を2回連続して怠ったことを理由に本件土地の賃貸借契約を解除したと主張して、本件建物を収去して本件土地の明渡しを求める訴え(訴訟①)、及び、未払賃料の支払を求める訴え(訴訟②)をそれぞれ提起した。これに対し、Yは賃料未払の事実を争っている。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問1〕訴訟①が第1審裁判所に係属中、Yは本件建物をZに賃貸し、Zが本件土地及び建物を占有していることが明らかとなった。この事実を知ったXは、訴訟①をZに引き受けさせる申立てを裁判所に行った。Zは訴訟引受けの対象者(承継人)であるか。

〔問2〕訴訟②が第1審裁判所に係属中、Xは訴訟②において支払を求めている賃料債権を訴外Nに譲渡した。ところが、Nは、訴訟②に参加承継しようとしなない。そこで、Xは、訴訟②をNに引き受けさせる申立てを裁判所に行った。裁判所はこの申立てを認めるべきか。

〔問3〕訴訟②が第1審裁判所に係属中、Xは訴訟②において支払を求めている賃料債権を訴外Nに譲渡した。Nは、Xから債権を譲り受けたと主張して訴訟②に参加承継を申し立てた。その後、審理の結果、裁判所は、XからNへの賃料債権の譲渡は認められないとの結論に至った。この場合、裁判所はNのYに対する訴えをどのように処理するか。

12月号 (519号)

Y不動産は、神奈川県相模原市で不動産業を営む会社である。約9年前、中央リニア新幹線の着工が認可され、相模原市内に新駅が建設されることになった。この情報に接したYは、新駅予定地近辺の不動産に大きな関心を寄せていたところ、予定地から徒歩10分圏内の好立地に未使用の土地(本件土地)があることに気づいた。早速、Yは、登記簿上の所有者Aに対し、本件土地の譲渡の意思を確認することにした。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問1〕Aとの交渉の結果、Aが本件土地をYに売却する契約が締結され、Yに所有権登記が移転された。

ところが、その後、本件土地の所有者を名乗るX(Aの前名義人。売買によりA名義に変更)が「Aに本件土地を売却していない。所有者はXである」と主張して、Yに対し、所有権確認及び所有権移転登記の抹消登記を求める訴えを提起した(本件訴訟)。この事実を知ったAは、Xから本件土地を購入したことに間違いはないとして、本件訴訟の第1審係属中、Y側に補助参加する申出を行った。Xはこれに異議を述べた。Aの補助参加は認められるか。

〔問2〕AとYとの間で本件土地の売却交渉が行われていることを知ったX(Aの前名義人。売買によりA名義に変更)は、訴外ZがXの代理人と称して勝手にAに売却したもので、本件土地の所有者はXであると主張して、Aに対し、所有権移転登記の抹消を求める訴えを提起した(本訴)。これに対し、Aは、本件土地がAの所有であることの確認を求める反訴を提起し、XからZに代理権の授与があったと反論した。両訴が第1審係属中、AはZに訴訟告知を行ったがZは補助参加しなかった。その後、裁判所は、XからZへの代理権授与は認められないとしてXの本訴請求認容、Aの反訴請求棄却判決を言い渡し、両判決は確定した(前訴判決)。

敗訴判決を受けたAは、Zに対し、Zの無権代理人の責任を追及する訴え(後訴)を提起した。後訴でZが「Xから代理権の授与はあった」と主張したところ、AはZの主張は前訴判決の効力に反すると述べた。裁判所は、Zの主張をどう処理すべきか。

## 11 月号 (518 号)

Y (横浜市在住) は、大学在学中に有名ホテルのフランス料理店でアルバイトをした経験を生かし、A 食品会社に就職した。40 年以上同社に勤務し、半年前に定年退職した Y は、大学時代の経験を生かして新たに洋菓子店を開業することにした。その際、初期投資をできるだけ抑えたいと考え、駅前で売りに出されていた居抜き物件を店舗として購入する一方、人件費を削るため、洋菓子店の経営を将来的に任せることを約した上で、子の Z (30 歳。さいたま市在住) に従業員として働いてもらうことにした。そして、早急に店舗の備品などを購入する必要から、Y は Z にその調査を全面的に任せていた。

小規模飲食店の内装設備等を販売する X 社 (東京都町田市) は、Z から洋菓子店開業の経緯ならびに内装設備及び業務用冷蔵庫等の購入を必要としている話を聞いた。そこで、X は、非常に質の高いショーケースを 150 万円で売却できる旨を Z に伝えた。数日後、購入につき承諾するとの返事が Z からあったため、X は売却目的物を準備した上で、後日、Y に目的物の配送日と代金の支払を求める連絡を行った。

ところが、Y は「そのような話は全く知らない。購入について承諾を与えたこともない。買ったのは Z であって私は代金を払わない」と主張する。そこで、X が Z に問い合わせると、Z は「ショーケース等を買うのは Y であると伝えたはずで、私がそれを買ったわけではない」としてやはり代金の支払に応じない。納得のいかない X は、Y 又は Z との間で売買契約が成立しているとして、代金 150 万円の支払を求めて提訴することにした。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕 X は、Y と Z を共同被告としてそれぞれに代金 150 万円の支払を求める訴訟を横浜地方裁判所に提起した。Z に対する訴えにつき、横浜地方裁判所に管轄権は認められるか。

〔問 2〕 X は、Y と Z を共同被告としてそれぞれに代金 150 万円の支払を求める訴訟を提起した。第 1 審の口頭弁論期日に、X が Y 及び Z に対して和解の可能性を尋ねたところ、Y は拒絶する一方、Z は応じる可能性を示した。この場合、裁判所は Y と Z に対する訴訟の弁論を分離することができるか。

〔問 3〕 X は、Y と Z を共同被告としてそれぞれに代金支払請求訴訟を提起した上で、第 1 審の第 1 回口頭弁論期日に同時審判の申出 (民訴 41 条) を行った。X の申出は 41 条所定の要件を充足しているか。

10月号 (517号)

訴外 A は、甲建物を訴外 C から購入し、妻 B、長女 X、次女 Y とともに居住していた。2 年前、A が亡くなると、甲建物の所有権登記は贈与を原因として Y に移転され、現在、Y の単独名義となっている。しかし、X は、A から甲建物を贈与されたのは X であると主張している。そして甲建物には、依然として B、X、Y の 3 人が居住していた。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。〔問 1〕X は Y に対し、甲建物の所有権に基づく抹消登記を求める訴えを提起した（前訴）。X は、A から甲建物の贈与を受け、甲建物は X の所有であると述べた。他方、Y はこの事実を争った。証拠調べの結果、裁判所は、甲建物の A から X への贈与、X の所有権を認め、X の請求を認容する判決を言い渡し、Y は控訴せず、判決は確定した（前訴判決）。

しかし、前訴判決に納得できない Y は、その後、X に対し、甲建物の所有権に基づく建物退去を求める訴訟を提起し（後訴①）、A から贈与を受けたのは Y であり、所有権者は Y であると主張した。これに対し、X は、Y の主張は信義則に反し許されないと述べた。後訴の裁判所は、この点につき、どう判断すべきか。

〔問 2〕X は Y に対し、甲建物の所有権が X にあることの確認訴訟を提起した（前訴）。X は、A からの贈与を主張し、他方、Y は、贈与を受けたのは Y であると反論した。証拠調べの結果、裁判所は、X、Y ともに A から甲建物の贈与を受けたとは認められないとして、X の請求を棄却した。これに対し X は控訴せず、判決は確定した（前訴判決）。

その後、X 及び B は、甲建物が A の遺産に属するとして、Y に対し、遺産分割調停を申し立て、登記の一部移転を求めた。しかし、Y はこれに応じない。そこで、X は Y に対し、共有持分権に基づく甲建物の所有権登記の一部移転を求める訴えを提起した（後訴②）。X は、甲建物はもと A の所有であり、自らはその相続人であるから、甲建物の共有持分権を有すると主張した。これに対し、Y は、X が共有持分権を有するとの主張は前訴判決の既判力に抵触し、許されないと述べた。後訴の裁判所は、この点につき、どう判断すべきか。

9月号 (516号)

訴外 A には、妻 B、長男 X、次男 Y がいた (すでに B は 5 年前に亡くなっている)。A は、ヨーロッパを中心に事業を展開する総合商社に長年勤め、総合商社を定年退職した後は、B とともに日本で過ごしていたが、B が亡くなり、大きな精神的ダメージを受けていた。そうしたところ、A の身体から進行性の肺癌が発見され、その後 A は入院加療等を続けていたが、1 年前に亡くなった。

A の死後、遺産分割を行うために X が A の財産等について調べていたところ、次のような事実が明らかとなった。以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕A が亡くなる半年前、A 所有建物 (本件建物) の所有権登記が贈与を原因として Y に移転されていた。生前、建物贈与の話を含く聞いていなかった X は、この事実を信じる事ができず、Y に対し、本件建物が遺産に属することを確認する訴えを提起した。一方、Y は、もともと A が本件建物を所有していたことを認めた上で、A 死亡の半年前に贈与された事実を立証するために AY 間の贈与契約書 (本件契約書) の証拠調べを申し出た。本件契約書には A のものとされる押印がされていたが、署名はなかった。

この押印と A の印影との一致が確認された場合、その押印は A の意思によるものではないと信じる X はその点に関してどのような立証活動をする必要があるか。また、「本件契約書は A の意思で作成された」との Y の主張を X が認めた場合、裁判所はそれを判決の基礎にしなければならないか。

〔問 2〕A は亡くなる 1 年前、全財産を Y に贈与する自筆証書遺言を作成していたが、それとほぼ同じ頃から A が死亡するまで毎月 50 万円が A の預金口座から引き出されていた。そこで X は遺留分減殺請求権を行使して、一定額の金銭の支払を Y に求める訴えを提起して次のように主張した。「A の口座から引き出された金銭は、主に Y が生活費の出入金に使用する C 銀行の Y 名義の口座に入金された。これは Y の特別受益にあたる。したがって、それらも遺留分減殺請求の対象である」。そして、入金の実事を証明するために、X は、Y との預金取引が記載された取引明細書 (本件明細書) を所持する C を名宛人として、本件明細書の文書提出命令を申し立てた。提出義務は認められるか。

8月号 (515号)

特殊な金属加工を生業として事業を営んできた訴外 A には、妻 B、長男 X1、長女 X2、次男 Y がいる。A は、この事業のため、30 年程前に作業場を兼ねた建物とその敷地（本件土地建物）を取得し、現在もこれらを所有する一方、郊外には長年趣味にしていた盆栽とその手入れ道具などを保管するための土地（本件土地）を有していた。

高齢になった A は、数年前から体調を崩し、入退院を繰り返すようになった。それと相前後して認知能力の低下も見られるようになり、家族の介護が必要になっていた。こうして A が満足に仕事をするができなくなってきたからは、長男 X1 が中心となって金属加工業を切り盛りし、他方、長女 X2 が献身的に A の身の回りの世話を行っていた。

その後、A は入院先の病院において肺炎のため死亡した。その時点で、A の相続人は上記、B、X1、X2、Y の 4 人であった。

B が当事者となっていない以下の訴え①②③は適法か。なお、各問は独立している。

〔問 1〕A は、入退院を繰り返すようになったのを機に自筆証書遺言を作成していた（本件遺言）。遺言書には、本件土地建物など多くの財産を X1 及び X2 に遺贈することが記載されていた。これに対し、Y は、A の死後、本件遺言は無効であると主張して、X1 と X2 を共同被告として遺言無効確認の訴えを提起した（訴え①）。

〔問 2〕A の死後、本件土地の所有権登記が Y に移転されたことが判明した。X1 と X2 は登記の抹消を求めたが、Y は、A から生前贈与を受けたと反論してこれに応じないため、遺産分割手続が進む見込みが立たない。そこで、X1 及び X2 は、Y に対し、本件土地が A の遺産に属していることの確認を求める訴えを提起した（訴え②）。なお、B は、訴え②の提訴前に相続分のすべてを X2 に譲渡していた。

〔問 3〕入院中の A が本件土地建物などを X1 及び X2 に遺贈する内容の遺言書を作成したことを知った Y は、A に対し、遺言書を渡すよう強く迫り、A からこれを無理矢理取り上げ、破棄してしまった。A 死亡後、この事実を知った X1 及び X2 は、Y に対し、相続欠格を理由として Y の相続人の地位不存在確認の訴えを提起した（訴え③）。

7月号 (514号)

下記の文章を読んで、各問に答えなさい。なお、各問は独立している。

甲地及びその上に建物を所有するXは、2人目の子が誕生してから、家屋が手狭に感じるようになった。そこで、隣接する乙地（所有者Y）のそばに物置を建築して、家屋内の不要な物を移そうと考え、早速、建築に取りかかった。これに対し、乙地を所有するYは、Xが物置を建築している場所（本件土地）はYの所有地であると主張した。そのため、甲地と乙地との境界を明らかにする必要を感じたXは、Yに対して境界確定の訴えを提起し、両土地の境界は本件土地よりも乙地側に近い、別紙地図上のイとロを結んだ線であると主張した。Yはこの主張を争った。

〔問1〕 審理の結果、裁判所は甲地と乙地の境界は、Xが主張するイとロを結んだ線よりもさらに乙地側に入ったハとニを結んだ線であると考えた。この場合、裁判所は両地の境界はハとニを結んだ線であるとの判決をすることができるか。

一方、上記事案において、物置の建築を知ったYは、Xに対し、工事の中止を求めた。しかし、Xはその要求に従わない。そこで、YはXに対し、本件土地の所有権に基づき、物置の建築差止め及び建築物の撤去を求める訴えを提起した。事件が第1審に係属中、Xから「1か月以内に物置の建築を中止するので、次回期日で訴えを取り下げたい」旨の申入れが裁判外でなされた。Yはその申出を受ける旨をXに伝え、次の口頭弁論期日に裁判所に対し訴えを取り下げる意思を表明し、Xも取下げに同意した。

ところが、1か月が経過してもXは建築をやめようとしなない。そこで、Yは期間経過後すぐに期日指定を申し立て、訴え取下げは錯誤に基づくもので取り消すと主張した。

〔問2〕 錯誤に基づく訴え取下げの取消し（無効）が認められる余地はあるか（なお、ここでは詐欺取消しの可能性は考えない）。仮にそのような主張が可能として、それはどのような方法及び審理によって行われ、また、審理の結果、錯誤取消しが(a)認められる場合、(b)認められない場合、裁判所はどのようにその結論を明らかにするか。

## 6月号 (513号)

新潟県新潟市に居住する Y は、東京都内の私立大学に合格した子 A が一人暮らしをはじめると、A を学業に専念させたいと思い、毎月 15 万円程度の仕送りをする必要があると考えていた。そのため、Y は、新潟市に営業所（本件営業所という）を有する金融機関 X 社（本店は神奈川県横浜市。全国に支店を有する）が提供する教育ローンを利用して、さしあたり、1 年分の仕送りをするのに十分な 200 万円を借り入れることにした。

Y は、本件営業所において、同営業所に勤務する従業員 B を介して、借入れの相談を行った。相談の結果、令和 3 年 3 月、Y は X との間で 200 万円（年利 8%）を借り入れる契約（本件契約という）を締結し、200 万円を振込受領した。返済は本件営業所において行うこと、期限は令和 5 年 3 月末日とされた。本件契約締結にあたり、X が提示した契約書には「本件契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属の第 1 審合意管轄裁判所とします」との文言があり、B はその旨を Y に説明した。その後、Y は契約書末尾に署名押印を行った。

令和 5 年 5 月、X は Y に対し、本件契約に基づく債務が履行されていないと主張し、その支払を督促した。これに対し、Y は、借入金等全額を期日までに、本件営業所において B を介して弁済したと反論した。その後、X は Y に対し、貸金等の返還を求める訴えを東京地方裁判所に提起した。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕 Y は、東京地方裁判所の管轄権を争うとともに、予備的に民事訴訟法 17 条に基づき、新潟地方裁判所への事件の移送を申し立てた。東京地裁に管轄権は認められるか。また、17 条による事件の移送は認められるか、検討しなさい。

〔問 2〕 Y は、東京地方裁判所の管轄権を争う一方、債務を弁済したと主張して請求棄却判決を求めた。裁判所は管轄権の有無についての結論が出る前に Y 主張の弁済があったとの心証を得た。この場合、裁判所は管轄権の有無を判断せずに請求棄却判決をすることが許されるか。

5月号 (512号)

数年前に A と婚姻した X は、将来、注文住宅を建てることを目標に少しずつ資金を蓄えていた。ところが、令和 4 年秋になり、コロナ禍からの経済回復、ウクライナ戦争によるエネルギー価格の高騰、円安の進行などによる急激な物価上昇が起こった。この状況を背景に、同年末ごろから金融機関が住宅ローン金利を引き上げ始めたため、X は、早期に土地を確保して、借入金をもとに住宅建築を始める必要があると考えるようになった。

X が土地を探し始めたところ、市街地からやや離れた緑豊かな場所に 1000 万円で売りに出されている更地 B (Y 所有) を発見した。この土地を気に入った X は、早速、Y に対し、住宅建築のために土地を探している旨を伝え、B 地の購入を申し入れると、Y はこれを承諾した。売買代金の支払は、令和 5 年 3 月 25 日、B 地の所有権登記の移転と同時に行うことになった。

ところが、後日、X が B 地の登記簿をあらためて確認したところ、同地は農地法により売買等に制限がある土地で、住宅建築が困難である可能性が高いことが判明した。この事実を知った X は、令和 5 年 3 月 1 日、錯誤を理由に売買契約を取り消す旨を Y に伝え、期日を過ぎても売買代金を支払わなかった。これに対し、Y は、取消しは認められないと反論した。X は契約取消しにつき理解を求めたが、Y は代金全額の支払を繰り返し求めている。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問 1〕 X は、契約取消しを理由に、1000 万円の代金支払債務が存在しないことの確認を求める訴えを提起した。この訴えにつき、確認の利益は認められるか。

〔問 2〕 X は Y に対し、1000 万円の代金債務不存在確認の訴え（本訴）を提起した。それに対し Y は、即座に X に対して代金 1000 万円の支払を求める反訴を提起した。Y の提起した反訴は重複訴訟の禁止（民訴 142 条）に反するか。また、本訴は最終的にどのように処理されるか。

#### 4月号 (511号)

令和4年12月某日、Xは、イベント会場で開催中のクリスマスマーケットに向かっていった。会場が見つからず、スマートフォンの画面を注視していたXは、歩行者用信号が赤に変わったことに気づかず、横断歩道に進入したところ、右前方から交差点を直進してきたYの運転するオートバイと衝突した。Yはほぼ無傷であったが、Xは大腿骨骨折などの大怪我を負い、また、Xのスマートフォンや時計、パソコンなどが破損し、使用不能になった。Xは、その後、2か月の入院を余儀なくされた。

退院後、XはYに対し、事故による損害の賠償に関する話し合いを申し入れた。しかし、Yは「赤色信号で横断歩道に入ったXに責任がある」と述べ、これに応じない。そこでXは、Yに対し本件事故に基づく損害賠償請求訴訟を提起することにした。ただ、退院後も通院が続いており、症状も完全に固定していない。そのため、Xは損害総額の算定が困難であると考え、ひとまず、スマートフォン等の破損による物的損害50万円の支払いを求めて提訴した（訴状では損害の一部を訴求することが明確でなかった）。

口頭弁論期日にXは事故により大怪我を負ったことなどを述べた上で、請求を理由づける事実を不足なく主張した。一方、YはXの請求を棄却する判決を求め、事故の発生に関し「Xにも過失があった」と反論した。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問1〕証人Aの証言から、原告も被告も主張していない「Xが赤色信号で横断歩道に進入した」事実が明らかとなった。裁判所はこの事実を判決の基礎として過失相殺（民722条2項）を行い、賠償額を減額することが許されるか。なお、法的観点指摘義務に触れる必要はない。

〔問2〕裁判所は、Xの請求を全部認容し、判決はそのまま確定した（前訴判決）。半年後、XがYに対し、本件事故に基づく入院治療費等の人身損害計500万円の支払いを求める訴え（後訴）を提起した場合、この訴えは前訴判決の既判力に抵触するか。X代理人の立場にたって、既判力に抵触しないという方向で論じなさい。